

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、健康増進事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進事務	
②事務の概要	健康増進法に基づく健康診査(生活保護対象者等)、各種がん検診事業を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①健(検)診対象者の抽出 ②健康診査受診券等の交付及び再交付 ③健(検)診結果(精密検査を含む)の登録 ④健(検)診結果(精密検査を含む)の照会 ⑤健(検)診未受診者への勧奨 ⑥その他上記に関連する業務	
③システムの名称	健康かるて	
2. 特定個人情報ファイル名		
住民健診ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表111の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表における情報提供・情報照会の根拠】111の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 健康増進課	
②所属長の役職名	健康増進課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部 健康増進課 管理係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1129	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の特定期間個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一が発生した場合に備え、システムや紙ベースで保管している。また、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ－１ 対象人数	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－２ 取扱者数	平成30年6月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ. リスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和2年12月28日	Ⅱ－１ 対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月28日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ－１ 対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年12月15日	Ⅰ－３ 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	
令和3年12月15日	Ⅰ－４ 情報提供ネットワーク システムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
令和3年12月15日	Ⅰ－４ 情報提供ネットワーク システムによる情報連携		番号法第19条8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事前	
令和3年12月15日	Ⅰ－７ 特定個人情報の 開示・訂正・利用停止請求	総務政策部 総務・危機管理課 総務係	総務政策部 総務・危機管理課 内部統制係	事後	
令和3年12月15日	Ⅳ－６ 情報提供ネットワーク システムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和3年12月15日	Ⅳ－６ 情報提供ネットワーク システムとの接続		十分である	事前	
令和3年12月15日	Ⅳ－６ 情報提供ネットワーク システムとの接続		十分である	事前	
令和4年10月20日	Ⅰ－７ 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ－１ 対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月20日	Ⅱ－１ 対象人数	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月20日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅰ－３ 個人の利用番号	第9条第1項 別表第一第76の項	第9条第1項 別表111の項	事後	
令和7年3月21日	Ⅰ－４ 情報ネットワークシ ステムによる情報連携	【別表第二における情報提供・情報照会の根 拠】 102の2の項	【別表における情報提供・情報照会の根拠】 111の項	事後	
令和7年3月21日	Ⅱ－１ 対象人数	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅱ－２ 取扱者数	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更